主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人対馬郁之進の控訴理由は、末尾に添付する別紙の控訴趣意書と題する書面 に記載するとおりである。これに対し、当裁判所は次のように判断した。

「大学」では、 「大学)では、 「大学」では、 「大学」では、 「大学」では、 「大学」では、 「大学」では、 「大学」では、 「大学)では、 「大学」では、 「大学)では、 「

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中野保雄 判事 尾後貫荘太郎 判事 渡辺好人)